

## 登別市次世代育成支援推進協議会の審議過程における主な質疑・意見の要旨

平成 23 年 10 月 6 日（木）

平成 23 年度第 1 回協議会 《諮問を受け 1 回目の協議》

### ■意見

1. 諮問書に「行政改革」という言葉が数回出てくるが、子どもの育ちを保証するために今後の保育のあり方を議論するのであって、「行政改革」という財政面だけでは保護者の理解は得られない。
2. この機会に新しい子育てスタイルを提案してはどうか。また保護者の意見を聞いてみたい。  
※市の発言 保護者アンケートなどを実施して意見を集約し、協議の参考としたいと考えている。
3. 既に実施している自治体の具体的資料があれば、イメージしながら協議ができる。

平成 24 年 5 月 30 日（水）

平成 24 年度第 1 回協議会 《2 回目の協議》

### ■質疑

- ①問 公立から民営になった場合、経済的な負担(保育料)に変更があるのか。  
答 民営になっても基本的に保育料は市が決定するので公立と変わりませんが、民営となると保育サービスに独自の付加価値を付けることが想定され、その付加価値分として負担が増える可能性があります。市としては負担が増えることは望ましくないと考えています。
- ②問 公立保育所の施設整備に国の補助は無くなったのか。  
答 施設整備補助は平成 18 年度以降、公立保育所は対象外となり、運営費に対する補助も一般財源化されました。これは国の方針が民営化を進めるということです。
- ③問 民営化の具体的なデメリット(短所)は。  
答 公立の場合すべての保育所の保育が同じ内容となり、臨機応変に独自の取り組みや新たな保育サービスに対応することが難しく、さらに安全面を優先すること等から対応が遅れる傾向にあります。これが民営化された場合、独自の取り組みや、新たな保育サービスへの対応が進むものと考えられますが、反面経費が増えるというデメリット(短所)もあります。  
また、民営化となった場合、事業主の都合で保育が中断してしまう不安(デメリット)もありますが、これは行政が支援するという体制を造ることにより解消されると考えます。
- ④問 市立保育所が民営化された際の職員の雇用についてはどのようになるのか。  
答 すべての保育所が民営化となるのか、一部公立保育所が残るのかにもよりますが、正職員につきましては、他の職種への職種変更、または残る公立保育所への異動となることが考えられます。臨時職員につきましては、事業主の考えかたにもよりますが職員の意向を踏まえ、移管先法人に継続雇用するよう求めたいと考えております。

### ■意見

1. 子どもにとって民営化は非常に有益(メリット)であることが重要である。
2. 保護者が重視するのは、良い保育を受けられることと経済的な負担がどうなるのかである。
3. 公立よりも柔軟性があり、より質の高い保育サービス受けられることが基本要件となる。

4. 民営化のメリット（長所）、デメリット（短所）を明確にし、デメリット（短所）については民営化を進める中で改善する方向性を示すべきである。
  5. 公立・私立のどちらにもそれぞれにメリット・デメリットがあり、民営化を進めるにあたってはそのデメリットを最小限にする考え方が必要である。
  6. 従来の枠組みを越え、民間の知恵を取り入れた新たな発想で、子どもを育てる環境づくりが必要である。
  7. 保育や教育の最低基準を明確に示し、その上でそれぞれの保育所が特色ある保育や教育を実施すべきである。
  8. 子どもが小さい頃に発達障がい兆候があっても、親は何処に相談すべきか分からず、適切な対応がないまま小学生・中学生になってしまうことがある。そういった際に、保育所に適切に対応できる相談窓口を設置する等、障がい児への対応も必要である。
- ※市の発言** 障がいを持つ子どもについては、新生児からそれぞれ発育の段階に応じて、各担当が連携し対応しております。民営化の際、公立保育所はこれまでに蓄積した技術や知識を伝えなければならないと考えています。
9. 保育所保育指針に3歳以上の保育については幼稚園教育要領に準ずるとあり、教育の質については、民営であっても公立であっても基本的には変わらない。
  10. 保育や教育の質も大切であるが、子どもが寂しい思いをし、母親は止むを得ず預けるので、子どものことを相談できる等、安心して子どもを預けられる保育所を築いていくことも重要である。
  11. 子どもの安全を考えると、施設の老朽化、海岸線の立地は不安である。

#### ■アンケート結果に関する意見

1. 多くの保護者が民営化に対する漠然とした不安を感じていることから情報提供が必要である。
2. 「民営化により保育の質はあまり変わらない」が25%となっており、時代の流れで民営化を止むを得ないと考えている。今後、民営化の具体的な姿を示すことにより、アンケート結果も変わって来ると思う。
3. 既に民間委託している保育所の保護者の意見を情報として提供してはどうか。
4. 民営化後においても、市が保育について責任を持つということを示せば不安の一部は解消する。
5. 「不安があるのでやめて欲しい」・「保育の質は変わらない」の55%は、情報が不足し民営化の良さが理解されていないと思われる。明確な情報を伝えることにより、その傾向を解消することが可能と考える。また、「民営化により保育の質は良くなる」の19.4%は民営化に対する期待と考える。
6. 市立幼稚園を廃園した際の反対の中に廃園後の状況が見えないという不安があったことから、これも踏まえて情報提供の方法を工夫する必要がある。

**※市の発言** 今回のアンケート調査は民営化についての考え方を示したうえで実施したのではないことから、民営化は漠然としていて、わからない、不安であるという結果になったと考えます。今後は保護者に民営化の情報を提供し、その上でどのように保護者の考え方が変わっていくのか、確かめながら進めたいと考えています。

7. 母親が仕事をしやすい環境とするために延長保育を20時までとする要望があるが、中学生の

不登校の半数以上は、小さいころにほとんど母親に関わられていないと訴えており、保育時間の延長は子どもにとって良いこととは思えない。

※市の発言 母親が子どもに関わる時間や期間が少なくなる延長保育の時間延長や 6 か月未満児の受け入れについては、経済的に自立した生活を営むうえで、両親とも働かなければならないという世帯が増えていることから、今後どうあるべきか検討しなければとらないと考えている。

#### ■その他

民間委託を経験した登別保育所で実施する卒園児の保護者アンケートの結果は、民営化に対する保護者の不安解消の参考となり、また、民営化に対する評価となる。

平成 24 年 6 月 28 日（木）

平成 24 年度第 2 回協議会 <<3 回目の協議>>

#### ■質疑

①問 何年先を民営化の目途にしているのか。

答 施設の老朽化、さらに保育士の現状から平成 26 年度を目途と考えていますが、情報を提供し、説明会を開催する期間というのは相当必要と考えており、可能な限りご理解をいただくということが第一と考えておりますので、平成 26 年度としなければならぬ訳ではありません。

②問 市は保育所を運営するためのお金がないから民営化を進めるのか。

答 市の財政負担を軽減するということが主たるものではなく、民間の力を有効に活用して、新たな保育ニーズに柔軟に対応し、保育の中の教育を進める、民営化は市全体で役割分担し、将来的な取り組みとして進めるということです。

#### ■意見

1. 民営化は子ども達のために、保育ニーズに柔軟に対応する自由度をさらに高め、それにより保育の質の向上、新たな保育環境の構築を図るためのものとする。

#### ■基本方針に関する質疑と意見

##### ◆4. 運営主体の要件

1. 運営主体の選定にあたっては、地域との連携・協力を考慮した委員で構成する選定委員会を設置し、開かれた中で選考することが重要である。

##### ◆5. 民営化の移行の条件

1. 事業主の経営や運営に配慮すべきで、対象とする事業主の範囲、引継ぎに要する期間、また、その期間の運営方法を検討する必要がある。

##### (1) 職員等の配置

①問 子どもにとって幅広い年齢層の保育士が保育に当たるほうが良いと思うが、民営化になると保育士の年齢層が若くなるのではないか。

答 民営化した際に保育士の年齢層は若くなりますが、それに対処するため経験年数が多い公立の保育所の保育士が巡回する等、行政が支援することにより、保育の質を維持し高めたいと考えております。

1. 子どもたちのことを考えると、民営化の際に公立から私立へのギャップを生じる可能性があり、事業主には慣れ親しんだ保育士の採用を求める必要がある。
2. 経験年数の多い保育士が若い保育士の指導にあたることを考慮し、一律に若い保育士になってしまうのではなく、様々な年齢層の保育士による保育が子どもたちにとって大切である。
3. 保育士がお互いに研鑽できるよう、幅広い経験年数の職員構成とすべきである。
4. 保育士が不足し確保することが難しい現状で、さらに近隣市の保育士の給与水準が高い状況では経験年数のバランスに配慮した職員の配置は保育所の運営を縛る恐れがあり、職員配置は柔軟に考えるべきである。
5. 経験年数の少ない(若い)保育士でも優秀な人材はおり、保育士を評価する方法を取り入れることにより、保育の質を高めることは可能である。

## (2) 保育サービス

### 質疑、意見なし

#### ◆保育サービスの現状と課題(各保育所長からの発言)

- 延長保育 現行の延長保育は18時15分から19時15分となっており、おやつを提供しています。さらに時間を延長した場合、夕食の提供を考慮しなければならないと考えます。
- 障がい児保育 発達障がいの児童が増え、1クラスに複数が入ることもあり、クラス運営が難しくなっています。障がい児の対応については、研修や所内での勉強会等で保育士の資質向上に努めていますが、保育所の業務上職員が一同に会して研修を受けることは難しい状況です。
- 休日保育 富士保育所に他の保育所の保育士が交代で出勤し実施していますが、普段通っている保育所の保育士が保育に当たるほうが子どもは安心すると思います。保育士は通常4名配置されますが、ここ数年の利用者は2~4人で利用率が低い状況です。
- 乳児保育 現在、生後6カ月のから預かっています。アンケートの結果は産休明け58日からの利用希望がありましたが、各保育所での0歳児の預かりは8名が限度で、9名以上になると国の基準で看護師を設置しなければなりません。この保育所が整備された当時、未満児(0歳から2歳)は20名程度であったが現在は40名になっており、これ以上の受け入れは施設として難しい状況です。

## (3) 保育の質の確保

1. 民営化された保育所をより良くするため、地域や保護者の代表が意見を述べる機会や組織を設けるべきである。
2. 地域の中に根ざした保育所とするため、第三者的な機関等を設置し、地域の意見を取り入れることが必要である。

※市の発言 保育士の研修は保育の質に関わってくる大変重要な部分であると認識しており、研修の機会や参加できる人数を増やすことが必要であると考えている。

## (4) 適正な定員の確保

### 質疑、意見なし

#### ◆6. 民営化の実施

##### (1) 情報の提供

- ①問 情報提供、保護者説明会開催の期間はどの程度考えているのか

答 情報提供の期間は最低1年間程度必要と考えており、また、保護者説明会については保護者の理解が得られるまで可能な限り実施したいと考えています。検討が始まったばかりで想定することが難しく、状況に合わせて対応したいと考えています。

②問 今後、数年間で多くの保育士が退職時期を迎えるということであるが、保育士は自分自身の身分がどうなるのか日々不安を感じ、子ども達と接しているのではないか。

答 保育の現場を預かっている保育士が不安定な気持ちで保育するという事は、当然、子どもにも影響しますので、適宜情報を知らせることが必要と考えております。

1. どれだけの期間、どれだけの情報を提供し、どれほどの理解を得られるのかが、円滑な移行要件の大きな3要件になる。
2. 民営化の噂が先行することがないように、保護者、地域に十分な情報提供、説明をする必要がある。
3. 説明会は、特色のある保育が必要、不要との、どちらの意見もある中で、不安な声をしっかりと受け止め、話し合う・意見交換をする場とすべきである。
4. これからの次世代を担う子どもたちに責任を持つため、地域の住民が子どもの育成について様々な情報を知り、意見を出し合うことが重要である。説明会は保護者との意見交換や話し合いの場とすることにより、より良い保育所となる。

## (2)円滑な移行

1. 民営化になったから特徴ある保育や教育をすぐに始めるのではなく、これまでの保育を踏襲しながら、子ども達の慣れに従って、それぞれ特色ある保育や教育を始めなければならない。

## ◆7. 民営化後の市の関わり

### (1)指導監査

①問 民営化された保育所に対しての指導監督の権限はどのようになるのか。

答 保育所の認可、指導監督の権限は北海道の管轄となりますが、保育の実施責任は市であり、それを踏まえ適切な対応をしたいと考えています。また、移管の際に要件を付す・協定を結ぶ等、市がその履行を確認することで保育内容を向上させたいと考えます。

### (2)支援

意見、質疑なし

## ◆8. 当面の検討課題

①問 民営化するのは栄町保育所1箇所なのか、他の4つの保育所も民営化するのか。

答 当委員会に諮問された内容は、公立保育所を民営化してどうなのであろうということであり、全て民営になると市が保育の責任を持つことができるのか、必要な公立保育所は残すべきではないかという考えもあります。このところは委員のご意見を伺いながら進めたいと考えています。

平成24年7月25日(水)

平成24年度第3回協議会 <<4回目の協議>>

1. 運営主体の対象範囲と公募の範囲について

■質疑

①問 公募の応募が市内から無い場合、管内、道内と範囲を広げるのか。

答 可能な限り市内の法人にお願いしたいと考えています。

②問 複数の応募が無い場合はどのようになるのか。

答 応募が一つしかない場合、そこをお願いするというのではなく、ある程度の水準を確保した法人をお願いすることになります。

#### ■意見

1. 運営主体の対象範囲は必然的に整備補助対象の法人になると考える。

### 2. 民営化後の保育サービスについて

#### ■意見

1. 病児病後児保育については、行政が中心となって関係機関と協議し、方向性を検討することが必要である。

2. 障がい児保育は、その子どもの状態に応じた保育士を加配する必要がある。

3. 民間になった場合、基準以上に保育士を配置することは経済的負担、保育士の確保の点から難しい。

※市の発言 障がい児保育については行政の責任として、その仕組みを考えていかなければならないと考えている。

4. 保育サービスの充実を図るには、保育士の確保も課題である。

### 3. 保育所の民営化にあたっての公立保育所について

#### ■質疑

①問 民営化の考えの中で、公立保育所を残すというのは公立の方で定員を削減するという考え方なのか。

答 民間の経営の安定を考えて、方法の一つとして公立で定員を調整するということも考えられる。

#### ■意見

1. 民営化の議論の中で、公立保育所を残すということになると、民営化の意味が無くなり、意義が見出せなくなる。

2. 民間で取り組むことが難しい保育を、公立保育所が担うということであれば、保護者にとっては安心である。

3. 民間で担えない保育の機能があるのか、難しい保育であっても民間に担わせることができるのではないか。

4. すべて同時に民営化になるということであれば、残った公立保育所が、この他市の事例のような役割をすることになる。

平成 24 年 8 月 24 日（金）

平成 24 年度第 4 回協議会 <<5 回目の協議>>

1. 答申書案について

## ■質疑

①問 施設整備は国の補助を使って民間が行なうということは、市に財源が無いから民間にしたほうが良いという考えがあるのか。

答 国が民営化を進める手法として公立保育所の整備には補助がありませんが、それが主たるものではなく、民間の力を活用して保育の活成化を図りたいということです。

### 「委員長からの説明」

なぜ民営化をするのかということにつきましては、様々なニーズに対して保育の活性化を図って行きたいという考えです。これまで子どもを中心に考えて、保護者の不安を払拭するようという視点でご議論いただいておりますが、それが今回の協議の一番大きな軸であると思います。

## 2. 保育所の民営化にあたっての公立保育所について

### ■意見

1. 公立保育所が長い期間残るということは、民営化の趣旨や意味が無くなるので、発展的、段階的に解消すべきである。
2. 公立保育所を残すというと、箱物を残すというイメージになってしまうが、保育の機能として責任を持つことも公立の残り方であり、保育の質を保証する機能として各私立保育所に関わることが求められる。

## 3. その他

### ■意見

1. ニーズが増えている障がい児保育を充実させる必要がある。
2. 民営化になった保育所を育てる、支援するというのが行政の役割である。
3. 市は民営化を通して、行政の役割は多様化しているという認識を持つ必要がある。
4. 保育時間に応じた保育料の設定をすべきである。
5. 親が安心して子どもを預けられ、子どもが喜んで行ける保育所が築かれることを期待する。